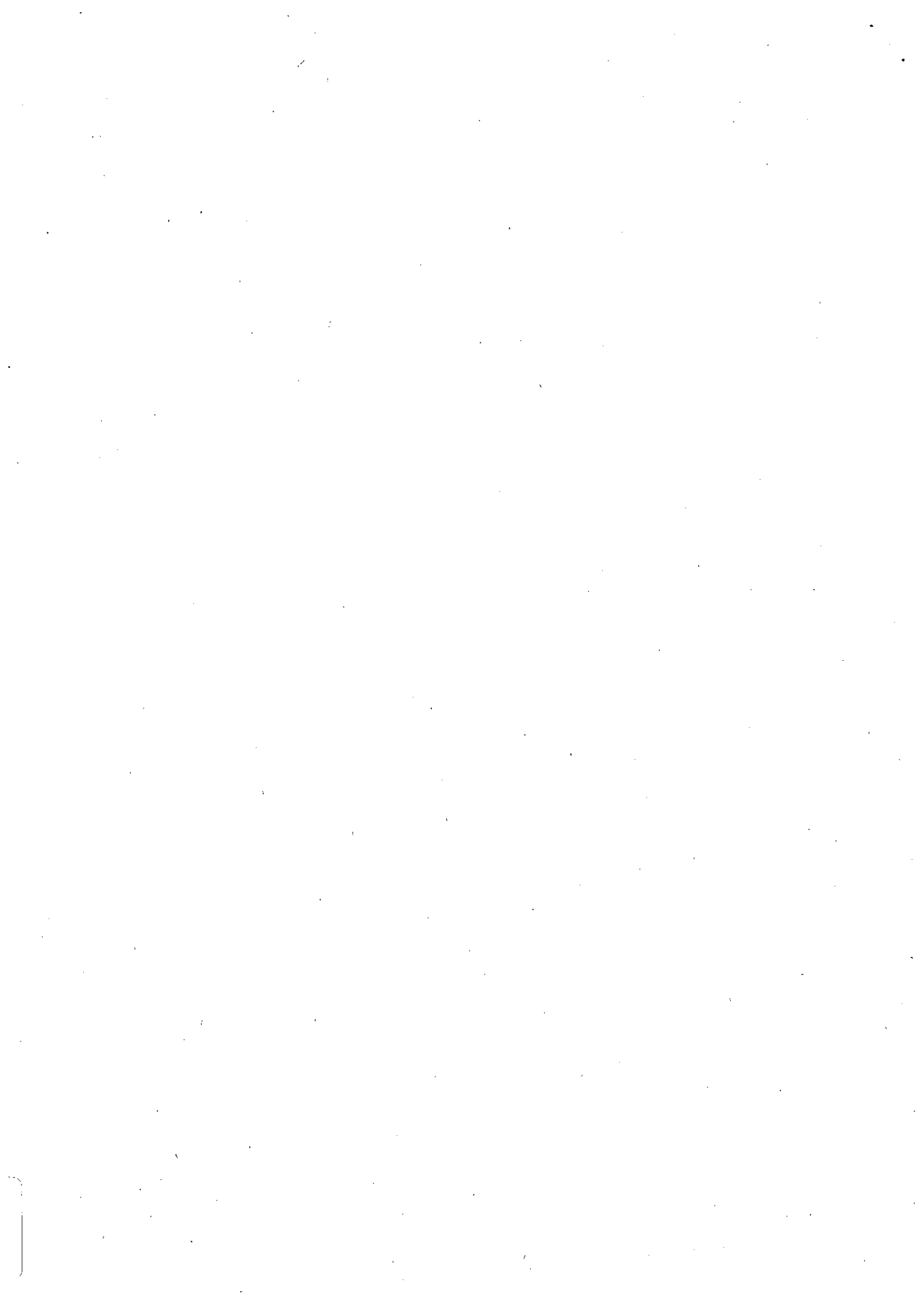


第 1 2 2 号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例の
一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例改正の理由	1
2 法改正に伴う評価の実施方法	1
3 条例改正案の内容	1
4 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例新旧対照表	3

市民健康部
平成 2 9 年 1 1 月



1 条例改正の理由

地方独立行政法人法の一部が改正され、地方独立行政法人の業務の実績（以下「業績」という。）に関する評価について、評価主体が評価委員会から設立団体の長に変更された。

これに伴い、設立団体の長（市長）が地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「病院機構」という。）の業績の評価を行うときに、長崎市立病院機構評価委員会から専門的見地の意見を聴くこととしたい。

2 法改正に伴う評価の実施方法

(1) 評価主体 評価委員会 ⇒ 市長

(2) 評価に対する評価委員会の役割

評価委員会は、「中期目標期間終了時に見込まれる業績」について意見を述べることとなるが、「各年度の業績及び中期目標期間の業績」に対しては、関与が規定されていない。

（中期目標期間が4年の場合）

区分	中期目標期間（4年間）				次期中期目標
	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	1年度目
業績					
評価の実施 （市長）		1年度目の 業績評価	2年度目の 業績評価	3年度目の 業績評価	4年度目の 業績評価
				中期目標期間 終了時に見込ま れる業績評価	中期目標期間 の業績評価

3 条例改正案の内容

(1) 評価委員会からの意見の聴取（条例第2条新設）

市長が病院機構の業績評価を実施するにあたっては、医療や経営・財務の専門的な知識や医療現場の実情に識見を有する者に、病院機構の業績に対して専門的な見地から意見をいただくことが、より適正な評価につながり、評価の信頼性が高まるものとする。

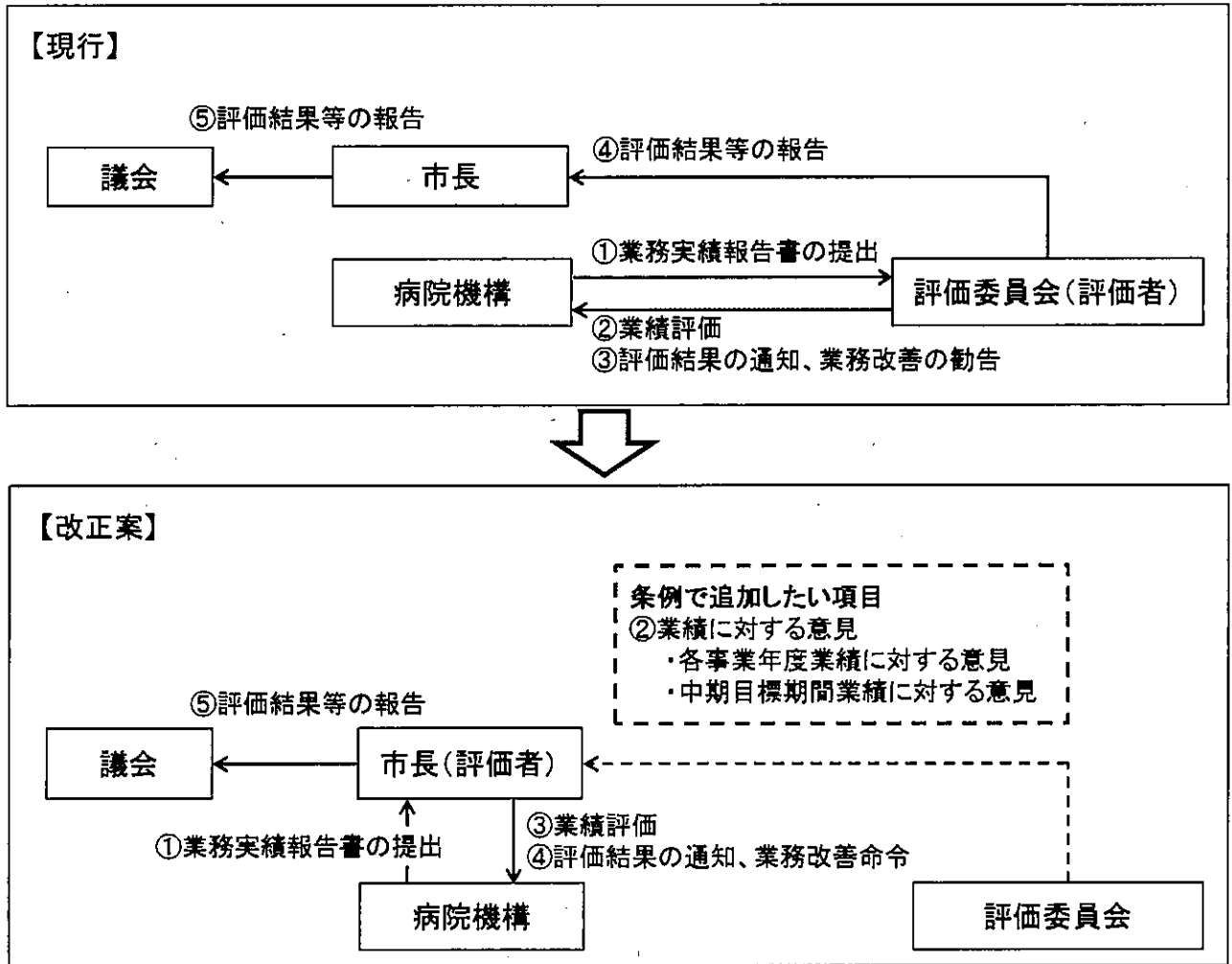
このため、市長が病院機構の業績（各年度及び中期目標期間）の評価を行うときに、評価委員会の意見を聴くことができるよう条例を整備したい。

(2) 施行日

平成30年4月1日

【参考】

① 各事業年度及び中期目標期間の業績評価の流れ



② 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会の現況

任期	平成 29 年 7 月 2 日～平成 31 年 7 月 1 日
委員構成 (7 人以内)	長崎大学病院 病院長 長崎市医師会 会長 長崎県看護協会 理事 NPO 法人おなかの赤ちゃんヘルプライン代表 長崎大学経済学部 学部長 長崎商工会議所 副会頭 九州北部税理士会長崎支部 税理士

4 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例新旧対照表

現行	改正（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 11 条第 3 項の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>第 2 条 ～ (略) 第 8 条</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 11 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第 2 条 市長は、法第 28 条第 1 項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第 3 号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>第 3 条 ～ (略) 第 9 条</p> <p>附 則 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>

